諮問庁:厚生労働大臣

諮問日:平成29年7月24日(平成29年(行情)諮問第310号)

答申日:平成29年12月11日(平成29年度(行情)答申第373号)

事件名:船員保険における放射線等に関する有識者会議の議事録等の不開示決

定(不存在)に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

平成28年「船員保険における放射線等に関する有識者会議」の議事録・記録(以下,「本件対象文書」という。)につき,これを保有していないとして不開示とした決定は,妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大 臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が、平成29年4月13日 付け厚生労働省発保0413第2号により行った不開示決定(以下「原処 分」という。)について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、 おおむね以下のとおりである。

平成28年度「船員保険における放射線等に関する有識者会議」の議事録・記録は当然保管すべきであり、会議が非公開であっても記録もしないことはありえないし、あってはならない。平成28年特定月に「船員保険労災申請」をした申請者は、1年以上たっても決定されない理由となった。有識者会議の内容を知る権利がある。「薬害エイズ」事件のように記録を隠すことのないよう求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求の経緯
- (1) 本件審査請求人は、平成29年3月6日付け(同月8日受付)で処分 庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを 不服として、同年4月22日付け(同月24日受付)で本件審査請求を 提起したものである。
- 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、本件対象行政文書を保有していないため、文書不存在により不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべき と考える。

3 理由

(1) 本件対象文書について

本件審査請求(原文ママ)は、「平成28年「船員保険における放射 線等に関する有識者会議」の議事録・記録」に関して行われたものであ る。

(2)原処分の妥当性について

処分庁において、「船員保険における放射線等に関する有識者会議」という名称の会議あるいは船員保険に関して放射線等を議題とする会議が平成28年度に設置されていないことは、諮問庁としても確認しているところである。

したがって,本件対象文書を処分庁が作成していないことについて,何ら不自然·不合理な点はない。

また、船員保険法(昭和14年法律第73号)に規定された船員保険の保険者であり、船員保険の運営企画、保険給付、保健事業及び福祉事業等を行う全国健康保険協会(以下「協会」という。)では、ビキニ環礁水爆実験により被ばくしたことが疾病の発症又は死亡(以下、「疾病等」という。)の原因であると主張する船員保険の元被保険者及びその遺族からの船員保険の給付申請については、その給付決定を行うにあたり、申請の原因とされた疾病等と被ばくとの因果関係等を適正に判断する必要があることから、放射線や医学等に関する専門的な意見を聴取するため、有識者で構成する「船員保険における放射線等に関する有識者会議(以下「有識者会議」という。)」を設置している。

有識者会議には、所管官庁として処分庁の職員が出席しているものの、 会議の記録をとっているものではなく、また、協会から議事録等を取得 しているものでもない。

本件審査請求を受けて、念のため、有識者会議に出席した職員が所属する課室において本件対象文書を保有していないか探索したが、保有は確認されなかった

したがって、処分庁において本件対象文書を保有していないことに不 合理な点は認められず、文書不存在により不開示とした原処分は妥当で あると考える。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「議事録・記録は当然保管すべき であり、会議が非公開であっても記録もしないことはありえないし、あ ってはならない。会議の内容を知る権利がある。」として原処分の取消 しを求めているが、これに対する原処分庁の説明は上記3 (2) のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成29年7月24日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年11月16日 審議

④ 同年12月7日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 これを保有していないとして不開示とする決定(原処分)を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問 庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有 無について検討する。

- 2 本件対象文書の保有の有無について
- (1)諮問庁は、理由説明書(上記第3)の3において、本件対象文書の保有の有無について、おおむね以下のとおり説明する。

協会では、ビキニ環礁水爆実験により被ばくしたことが疾病等の原因であると主張する船員保険の元被保険者及びその遺族からの船員保険の給付申請については、その給付決定を行うに当たり、申請の原因とされた疾病等と被ばくとの因果関係等を適正に判断する必要があることから、放射線や医学等に関する専門的な意見を聴取するため、有識者で構成する有識者会議を設置している。

当該有識者会議には、所管官庁として処分庁の職員が出席しているものの、会議の記録をとっているものではなく、また、協会から議事録等を取得しているものでもない。

本件審査請求を受けて、念のため、有識者会議に出席した職員が所属 する課室において本件対象文書を保有していないか探索したが、保有は 確認されなかった。

したがって、処分庁において本件対象文書を保有していないことに不 合理な点は認められず、文書不存在により不開示とした原処分は妥当で あると考える。

(2) そこで、当審査会事務局職員をして、協会のウェブサイトを検索させたところ、有識者会議の設置要綱及び会議を開催した旨の内容が記載さ

れていることが確認された。

上記設置要綱によると、有識者会議の庶務は、協会の船員保険部船員 保険企画グループにおいて行うこととされており、厚生労働省の関与は 確認されなかった。

以上のことから、厚生労働省において本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる特段の事情も存在しない。また、探索の範囲も不十分とはいえない。

したがって、厚生労働省において、本件対象文書を保有しているとは 認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を 左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不 開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有して いるとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子,委員 葭葉裕子,委員 渡井理佳子